

## 「第四期小山市職員子育て支援行動計画」令和4年度実施状況報告

「次世代育成支援対策推進法」(平成15 年法律第120 号)に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として実施している「第四期小山市職員子育て支援行動計画」について、令和4年度の事業実施状況を公表いたします。

### (1)取組内容

#### ① 男性職員の子育てに関する休暇及び育児休業等の取得促進

##### 【全体説明・個別説明の実施】

- ・育児中の職員や、将来育児をする職員が、育児休業制度を理解するため、また、職員全体が仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに取り組むために、主任以下の希望する全職員を対象に育児休暇説明会を開催しました。

日程:令和4年5月30日(1回開催)、5月31日(2回開催) 参加者数:計17名

- ・育児休業等の制度や手続き等についての個別説明を行いました。

#### ② 所属内意識の醸成

##### 【職員研修の実施】

- ・「第四期小山市職員子育て支援行動計画」における取組内容の周知、および数値目標の実現のため、また、ワーク・ライフ・バランスの推進における仕事と育児・介護の両立について、所属長をはじめとする各所属の理解・協力を得るために、管理監督者研修にて、育児休業制度および介護休業制度の説明を行いました。

日程:令和4年8月2日 出席者 合計 約70名

##### 【男性職員の育休体験記の紹介】

- ・男性職員が育児休業を取得した感想、仕事職場への影響、これからの職員へのアドバイスなどについて執筆された男性職員の育児休業体験記を庁内 LAN にて紹介しました。

##### 【時間外勤務の縮減】

- ・毎週水曜日のノー残業デーに庁内放送及び庁内掲示板等により定時退庁を促しました。
- ・定時退庁日は18時までには所属内の消灯を徹底、時間外勤務は真にやむを得ない場合のみの実施、時差出勤制度の活用等の啓発を行うことにより、時間外勤務の縮減の意識向上を図りました。

##### 【休暇取得の促進】

- ・休日が飛び石となっている合間に年次有給休暇を取得する「ブリッジホリデー」の推進啓発を行いました。

##### 【多様な働き方】

- ・育児や介護等と仕事を両立する職員に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用を推奨し、多様な働き方の推進を図りました。

## (2)目標値

### ① 育児休業取得率

目標:育児休業取得率 男性40% 女性100%

表1:育児休業の取得状況

年度	男性職員			女性職員		
	新規取得者数 (A)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B)	取得率 A/B	新規取得者数 (A')	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B')	取得率 A'/B'
R2	17人	29人	58.6%	12人	12人	100%
R3	15人	30人	50.0%	14人	14人	100%
R4	15人	34人	44.1%	19人	19人	100%

※1「育児休業」は、3歳に達するまでの子を養育するために休業をすることができる制度。

※2「取得率」とは、当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する新規取得者数(同年度中に新たに育児休業を取得した者、前年度及び一昨年度に取得可能となった職員数を含む)の割合。このため、取得率が100%を超えることがある。なお、令和4年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数とは、男性職員は同年度中に子が生まれた職員、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した職員。

参考:男性職員の育児休業平均取得日数および取得日数毎内訳

年度	平均取得日数	取得日数が1か月未満の職員数	取得日数が1か月以上の職員数
R3	28.5日	11人	4人
R4	44.9日	11人	4人

※取得日数が30日を超えた場合を「1か月以上」とする。

参考:3歳未満の子をもつ男性職員の育児休業取得率

年度	育児休業取得者数(A)	3歳未満の子をもつ男性職員(B)	取得率 A/B
R3	15人	81人	18.5%
R4	15人	91人	16.4%

※男性職員のうち、育児休業を取得できる対象者に対して、取得した職員の割合。

### ② 年次有給休暇の取得状況

目標:年次有給休暇の取得目標日数 12日 (最低取得日数年間6日)

表2:年次有給休暇の平均取得日数

令和4年度	令和3年度(参考)
13.7日	13.2日

